

警察・商工労働委員会記録

- 1 期 日 平成20年12月3日（水）
2 場 所 第2委員会室
3 出席委員 委員長 東 保幸
副委員長 中村道徳
委 員 金口 巖、栗原俊二、下原康充、門田峻徳、中本隆志、
大曾根哲夫、宇田 伸、平 浩介

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[警察本部]

警察本部長、総務部長、総務課長、会計課長、警務部長、警務課長、生活安全部長、生活安全企画課長、地域部長、地域課長、刑事部長、刑事総務課長、交通部長、交通企画課長、警備部長、公安課長

[商工労働局]

商工労働局長、立地政策審議官、総務管理部長、商工労働総務課長、労働福祉課長、雇用人材確保課長、職業能力開発課長、産業振興部長、産業技術課長、新産業課長、経営支援課長、金融課長、企業立地課長、観光課長

[労働委員会事務局]

事務局長、事務局次長、総務調整課長

6 報告事項

[警察本部]

- (1) 平成20年広島県議会12月定例会提案見込事項
- (2) 広島県警察学校の完成予定について
- (3) 平成20年年末交通事故防止県民総ぐるみ運動の実施について

[商工労働局・労働委員会事務局]

- (4) 平成20年度就職ガイダンスの状況について

7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時34分
- (2) 記録署名委員の指名

[警察本部関係]

- (3) 質疑・応答

なし

休憩 午前10時50分

再開 午前10時53分

[商工労働局・労働委員会事務局関係]

- (4) 質疑・応答

- 質疑（門田委員） 先ほど内定の法的な説明をいただいたのですが、内々定というのは、法的にはどういうものなのですか。
- 答弁（雇用人材確保課長） 内定につきましては、解除権を留保した労働契約ということになります。内々定につきましては、労働契約上のものではないということでございます。
- 質疑（門田委員） そうすると、内々定というのは全く制約がないということですか。
- 答弁（雇用人材確保課長） 法的な拘束力が双方にはないということになりまして、10月1日の内定から正式になるわけですが、ここで初めて、ある意味、解除権を留保した法的な契約関係が成立するというところでございます。
- 質疑（大曾根委員） 門田委員の質問に関連するのですが、先ほど説明の内定取り消しについて、内定当時予測できなかった経済情勢によるものであれば、契約を解除してもよいという条件を満たすのですか。
- 答弁（雇用人材確保課長） これは個々具体のケースによって判断することになります。判例といたしましては、ヘッドハンティングでマネジャーにスカウトされた労働者の方が経営悪化を理由に内定の取り消しになったという事例があります。
- これには、整理解雇4要件というのがあり、第1に、まず人員削減の必要性が本当にあるのか、第2に、解雇回避の努力がなされたのか、第3に、その人選が妥当なのか、それから第4に、手続が妥当なのかという4つのポイントがございます。
- その4つの要件について、それぞれ判断するわけですが、今申しました事例で言えば、3つの要件まではクリアしていたけれども、最後の手続上に瑕疵があり、誠実さに欠いたところがあったということで、採用内定の取り消しが無効になったという判例でございます。
- 質疑（大曾根委員） 内定当時、現在の経済情勢が予測できなかったということは、今回の内定取り消しの事例すべてに当てはまるのではないかと思うのです。サブプライム問題以降、経済情勢が大きく変わり、それを余り強調されると、内定取り消しをしてもよい要件をクリアされてしまうような印象を受けましたが、その辺についてはどう理解したらいいのですか。
- 答弁（雇用人材確保課長） 今申し上げましたように、経営環境の悪化による採用内定取り消しの適法性というのは、既に就労している正社員の整理解雇の4要件に匹敵するほどの必要性が認められるべきだということでございます。今、政府・与党の方で悪質なものについては公表することを検討しているということでございます。最終的には裁判所の判断になるわけですが、その判断の前提となる4つの要件に照らしてみたとときに、著しく妥当性を欠くようなものについては、政府の方で今考えている公表ということにつながっていくのではないかと考えております。
- 質疑（大曾根委員） けさの中国新聞に、広島労働局が前面に出まして、派遣先のマツダに雇用支援を要請するなどの記事が出ていました。このことについては国の管轄だということはよく理解しているのですが、県内の大手企業だけでなく、中小企

業もいろいろな面で直接、経営的にも商工労働局が担当しているわけですし、そういう面では県としてどういうことを今努力されているのですか。

先ほど雇用人材確保課長の報告の最後に少し出ましたけれども、今起こっている派遣社員の契約解除の問題を含めまして、就職ガイダンスの状況の最後で少し説明するのではなく、また、新聞によって私どもが個々に情報を受けるのではなくて、この委員会でしっかり説明していただきたいと思います。広島労働局はどういうことを具体的に行っているのか、県として得られている情報についてこの委員会で説明されて、そういう中で県としてはどういうことを今努力しているとか、ひろしましごと館などで取り組んでいるという話もありましたけれども、私はそういう説明が欲しいと思うのです。これが報告の中で附帯的な感じでされましたけれども、その辺についてもう一度整理されて、現状、労働局との関係を含めまして県としてはどうされているか、御説明をいただきたいと思います。

○答弁（商工労働局長） マツダの雇いどめの問題が出ましてから、引き続いて数社で同様の状況が続いております。労働局が当面マツダを対象にした特別な対策班のようなものを設置されて数度会議を持たれました。そこに我々も参加いたしまして、企業側、それから従業員の方からいろいろな話もお伺いしています。

就業の問題、職業紹介の関係は基本的に労働局の所管ということで、そこに我々が立ち入る部分が少ないのは事実でございますが、そうはいっても労働局ではできない部分で県としてできることはあるという前提で、労働局が得た情報と我々が得た情報を共有しております。

それから、県でできることとして、先ほど雇用人材確保課長から説明申し上げましたような就業に結びつけるさまざまな取り組みを我々の方でもやっております。我々が個別に企業の皆様方から得た情報により、就業に結びつくような話も実際に雇いどめの対象になっている方々に御説明申し上げております。

マツダで言えば、この12月5日が一つの区切りになりますので、それに向けて労働局と今必死でできることをしております。例えば、失業手当を受ける場合に住居要件が必要であることから、寮に入っている者は当面引き続き寮に住まわせてもらいたいという要望も労働局と足並みをそろえてやっておりますし、引き続き努力していきたいと思っております。

今後、これはマツダに限りませんが、いろいろなところで雇いどめの問題が出ておりますし、一部では派遣職員だけでなく、正社員のリストラにも手をつける企業が出てまいりました。その点で我々も情報をしっかりつかんで、県で何とかできないものか、いろいろ対策を講じてまいりたいと思っております。詳しくは、また整理をした上で御報告申し上げたいと思います。

○要望（大曾根委員） 所管が国の方だということは理解しているのですが、最近の地方分権の動き、二重行政、そして出先機関の廃止という流れの中で、そういうことは、これからは県でできるという主張を今しているわけです。逆に、こういうとき

だからこそ、国の場合、広島労働局も存在感を前面にアピールしているのかもしれませんが。しかし、県としてはできる範囲の中で、これから中小企業に対する融資問題だとかいろいろやらなくてはいけないこともあると思いますが、総合的にできることをしていただきたいと思います。

そして情報については、先ほどお話しされたように共有して、私ども県議会に対しても、そして県民に対しても、県として一生懸命やっているという姿勢を見せてほしいと思います。

いろいろ御苦労が多いかと思いますが、これからは大手のメーカーだけでなく、中小企業の部品会社等にも雇いどめの問題がたくさん出てきておりますし、特にそういうことを含めましてぜひ力を入れてほしいと思います。それから、これは社会問題になってくるおそれもあるし、そういう面から県庁の中で、こういう問題に対する全庁的な対策本部というものをつくって、商工労働局だけではない全体的な対策を準備していく必要があるのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

○質疑（平委員） 雇用関係の所管は国だという話はいろいろお聞きしていますから、国と県でやっていますけれども、やはり県の方が情報が早いし、このように委員会も開かれますので、2つがやっているのは非常に非効率な感じを改めて受けました。以前、職業安定行政については、地方事務官制度というのがあり、職業安定課長という方がこの委員会に出席されていて質問できたのですが、今、国に対してだれが質問するかと言ったら、国会議員がすることになります。一々広島県の雇用について国政の場で議論というのはなかなか難しいというのを考えますと、やはり県が主体でやった方がいいのではないかと思います。広島県はそういう議論をされていますけれども、今どちらかと言うと、地方分権は地方整備局や農政局の話題が新聞等でよくにぎわいますが、この労働行政についてはどういう見通しなのか、県としてはどういうスタンスで国に言っておられるのか、改めてお聞きしたいと思います。

○答弁（商工労働局長） 今のお話にございました地方事務官制度をどうするかという議論が今から14年ぐらい前にあったと思いますけれども、当時、商工労働部の中に職業安定課、雇用保険課の2課がございまして、ハローワークに対しても県が指導、監督の役割を担っておりました。

地方事務官制度を廃止して、職業安定行政、労働行政を国に引き上げようという動きがあったときに本県はそれに反対ということで、私自身も、当時の労働省に出向いて話をしたことがございます。それは、全国統一的な基準でやるべきものも一部にはあるけれども、やはり地域の労働行政は地域でやるべきで、一番はかにかに就労の場を提供するかという機能であり、都道府県でやるべきだという思いは今も変わってありません。現に地方整備局等はブロック単位で設置されておりますが、労働局というのは都道府県単位でございます。これは、都道府県の中で完結できる業務がたくさんあることの裏返しでございます。現在は法制度上、県と労働局が共同

作業でやっておりますが、本当は県内で完結するものは県が処理する方向へ持っていくべきだということで、分権改革推進計画でもうたっておりますし、我々もそう考え、順次進めてまいりたいと考えております。

○要望（中村副委員長） 就業支援、雇用支援について、広島県雇用開発協会には高齢期雇用就業支援コーナーというのがあります。実は今、正規雇用でリストラを受けた人の就業支援をどうするかということに悩みまして、私も相談したのです。そこでは非常にいい対応をしていただきました。せっかく高齢期雇用就業支援コーナーというのできたのですから、ぜひタイアップしてやっていただきたいと思っております。課長みずからがコンタクトをとっていただいて、いろいろ細かいアドバイスをしていただき、この組織ができたわけですから、頑張ってくださいますようお願いいたします。

○質疑（門田委員） 労働委員会へ聞きたいのですけれども、最近の情勢の中でいろいろな事案が随分ふえてきているのではないかと思うのですが、最近特に際立った動きは何かありましたか。

○答弁（労働委員会事務局長） 最近相談件数がふえているのは事実でございますが、不当労働行為ですとか、組合交渉で大きな争議などがふえているわけではございません。確かに経済状況が厳しくなったせいか、解雇される個人の方がふえており、個人案件がここ数年ふえてきて、現在の景気の状態ではまだふえてくるのではないかと予測している現状でございます。

○質疑（門田委員） ごく最近のことを反映した状況というのは、まだ見えてきていませんか。

○答弁（労働福祉課長） 労働問題に関しまして、私どもが労働相談コーナーを持っておりますので、ことしの上半期の状況を少し報告させていただきたいと思っております。

4月から9月まで、合計しまして578件ということで、去年に比べますと112件、24%増加しているという状況でございます。これは経済的な背景が直接反映した数字なのかという点につきましては、私どももこのコーナーを設置していることにつきましてPRに日々努力しておりますので、その成果、掘り起こしの結果として数字が出たということもあるとは思っておりますが、いずれにいたしましても相談件数がふえております。その内容としては、今のところの大まかな数字でございますけれども、賃金や解雇というような労働条件に関する相談が50%という状況でございます。

(5) 閉会 午前11時22分